

議第 1 号

南丹市水道給水条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 3 0 日提出

発議者 南丹市議会議員 佐々江 和浩

賛成者 南丹市議会議員 河野 啓介

〃 〃 小林 毅

南丹市水道事業給水条例の一部を改正する条例

南丹市水道事業給水条例（平成１８年南丹市条例第２１９号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後（案）
附 則 （施行期日） １ この条例は、公布の日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 （１） 略 （２） 第３２条、第３３条、第４１条、第４２条及び別表第１の１から別表第２までの改正規定 <u>令和８年７月１日</u> （経過措置） ２ 略 ３ 新条例第３２条、第３３条、第４１条、第４２条及び別表の規定は、<u>令和８年７月１日以降</u>の検針に係る水道料金について適用し、同日前の検針に係る水道料金については、なお従前の例による。	附 則 （施行期日） １ この条例は、公布の日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 （１） 略 （２） 第３２条、第３３条、第４１条、第４２条及び別表第１の１から別表第２までの改正規定 <u>令和１０年７月１日</u> （経過措置） ２ 略 ３ 新条例第３２条、第３３条、第４１条、第４２条及び別表の規定は、<u>令和１０年７月１日以降</u>の検針に係る水道料金について適用し、同日前の検針に係る水道料金については、なお従前の例による。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和８年７月１日から施行する。